
水銀処理物に含まれる水銀等の検定方法

○環境省告示第五十一号（平成二十九年六月九日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条の七の五の二第二項の規定に基づき、水銀処理物に含まれる水銀等の検定方法を次のように定め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

水銀処理物に含まれる水銀等の検定方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条の七の五の二第二項の環境大臣が定める方法は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号）に定める方法（水銀等を処分するために処理したものに係る方法に限る。）によるものとする。

金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準の一部を改正する件

○環境省告示第五十二（平成二十九年六月九日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の五第一項第三号の規定に基づき、金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準（昭五十一年三月環境庁告示第五号）の一部を次のように改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>金属等を含む廃棄物の固型化等に関する基準</p> <p><u>第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条第一項第三号及び<u>第六条の五第一項第三号（同号ルを除く。）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第三項に規定する環境大臣が定める固型化に関する基準は次のとおりとする。</u></u></p> <p>一～三 （略）</p> <p><u>第二条 令第六条の五第. 項第三号ルに規定する環境大臣が定める硫化に関する基準は次のとおりとする。</u></p> <p>一 あらかじめ、精製設備を用いて廃水銀等から水銀を精製すること。</p> <p>二 精製した水銀の純度は、採取した試料の重量に対する当該試料を蒸留して不純物を除去した水銀の重量の割合が九十九・九パーセント以上であること若しくは採取した試料の重量に対する当該試料を蒸留した後の残留物の重量の割合が〇二パーセント以下であること又はこれらと同等以上であること。</p> <p>三 硫化設備を用いて、精製した水銀を次により硫化すること。</p> <p>イ 硫黄と水銀とのモル比が一・〇五以上二・〇以下であること。</p> <p>ロ 硫化に用いる硫黄は粉末状のものとし、その純度は九十九・九パーセント以上であること。</p> <p>2 令第六条の五第一項畢二号ルに規定する環境大臣が定める固型化に関する基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 国型化設備を用いて、硫化水銀を固型化すること。</p> <p>二 回型化する硫化水銀は、前項に定める</p>	<p>金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準</p> <p><u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号及び<u>第六条の五第一項第三号並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第三項に規定する環境大臣が定める同型化に関する基準は次のとおりとする。</u></u></p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p>

基準に適合するカ法により硫化したものであること。

三 結合材は、改質硫黄（粉末状の硫黄と添加剤を混合し、及び溶融することにより硫黄と添加剤とを反応させ高分子化したものをいう。以下同じ。）であることとし、その配合量は、硫化水銀一キログラム当たり一キログラム以上であること。

四 改質硫黄固型化物の強度は、前条第二号の規定の例によること。

五 改質硫黄固型化物の形状及び大きさは、前条第三号の規定の例によること。

備考 (略)

備考 (略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第四項並びに第一条の二第十五項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件

○環境省告示第五十三号（平成二十九年六月九日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条第一項及び第四項並びに第一条の二第十五項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条第二項及び第四項並びに第一条の二第十五項の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成十二年一月厚生省告示第四号）の一部を次のように改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第一条第二項の環境大臣が定める方法は、金属等を含む廃棄物の固型化等に関する基準（昭和五十二年三月環境庁告示第五号）第二条に定める基準に適合する方法により硫化し、及び固型化する方法とする。</p> <p>二 規則第一条第四項及び第一条の二第十五項の環境大臣が定める方法は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第九十四号）第二号に定める方法とする。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第一条第二項の環境大臣が定める方法は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年厚生省告示第九十四号）第一号に定める方法とする。</p> <p>規則第一条第四項及び第一条の二第十五項の環境大臣が定める方法は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第九十四号）第二号に定める方法とする。</p>

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する件

○環境省告示第五十四号（平成二十九年六月九日）

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）第四条の規定に基づき、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号）の一部を次のように改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前								
<p>第一 検液の作成</p> <p>一 埋立処分を行おうとする燃え殻、汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・一・ジクロロエチレン、シス一・二・ジクロロエチレン、一・一・一・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロエタン、一・三・ジクロロプロペン、ベンゼン及び一・四エンオキサン（以下「揮発性物質」という。）の検定に係るものを除く。）<u>鉍さい若しくはばいじん（一・四・ジオキサンの検定に係るものは除く。）</u>、<u>これらの産業廃棄物を処分するために処理したもの（揮発性物質の検定に係るものを除く。）若しくは廃水銀等を処分するために処理したもの又は海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥（揮発性物質の検定に係るものを除く。）</u>に係る検液は、次の表に掲げる方法により試料の作成、試料液の調製及び当該産業廃棄物に含まれる金属等（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の第一欄に掲げる物質をいう。以下同じ。）の溶出の操作を行って得られた試料液を三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、孔径一マイクロメートルのメンブランフィルター（第二の表の上欄に掲げる物質に対して吸着が起こらない材質のもの。以下同じ。）を用いてろ過した溶液から検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">試料</td> <td style="width: 80%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>試料液</td> <td>イ 埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん</td> </tr> </table>	試料	(略)	試料液	イ 埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん	<p>第一 検液の作成</p> <p>一 埋立処分を行おうとする燃え殻、汚泥（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・一・ジクロロエチレン、シス一・二・ジクロロエチレン、一・一・一・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロエタン、一・三・ジクロロプロペン、ベンゼン及び一・四エンオキサン（以下「揮発性物質」という。）の検定に係るものを除く。）<u>鉍さい若しくはばいじん（一・四・ジオキサンの検定に係るものを除く。）若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの（揮発性物質の検定に係るものを除く。）</u>又は海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥（揮発性物質の検定に係るものを除く。）に係る検液は、次の表に掲げる方法により試料の作成、試料液の調製及び当該産業廃棄物に含まれる金属等（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一の第一欄に掲げる物質をいう。以下同じ。）の溶出の操作を行って得られた試料液を三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、孔径一マイクロメートルのメンブランフィルター（第二の表の上欄に掲げる物質に対して吸着が起こらない材質のもの。以下同じ。）を用いてろ過した溶液から検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">試料</td> <td style="width: 80%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>試料液</td> <td>イ 埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん</td> </tr> </table>	試料	(略)	試料液	イ 埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん
試料	(略)								
試料液	イ 埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん								
試料	(略)								
試料液	イ 埋立処分（海面埋立処分を除く。）を行おうとする燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん								

	<p>若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃水銀等を処分するために処理したものにあっては、試料（単位グラム）と溶媒（水（日本工業規格K〇五五七（一九九八）に規定するA三又はA四のものをいう。以下同じ。））（単位ミリリットル）とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。</p> <p>ロ～ニ（略）</p>		<p>又はこれらの産業廃棄物を処分するために処理したものにあっては、試料（単位グラム）と溶媒（水（日本工業規格K〇五五七 二九九八）に規定するA三又はA四のものをいう。以下同じ。））（単位ミリリットル）とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。</p> <p>ロ～ニ（略）</p>
溶出	(略)	溶出	(略)
備考	(略)	備考	(略)

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は 再生の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件

○環境省告示第五十五号（平成二十九年六月九日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第四条の二第二号の規定に基づき、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成四年七月厚生省告示第百九十四号）の一部を次のように改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第四条の二第二号ロの規定による令第一条第一号の二又は第一号の三に掲げる廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、<u>金属等を含む廃棄物の固型化等に関する基準（昭和五十二年三月環境庁告示第五号）第二条に定める基準に適合する方法により硫化し、及び圃型化する方法とする。</u></p> <p>一～十四 （略）</p>	<p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第四条の二第二号ロの規定による令第一条第一号の二又は第一号の三に掲げる廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、<u>精製設備を用いて精製した上で、硫化設備を用いて十分な量の粉末状の硫黄と化学反応させるとともに、化学反応により生成する硫化水銀について、固型化設備を用いて十分な量の結合剤を加えることにより同型化する方法とする。</u></p> <p>二～十四 （略）</p>

特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生 又は処分の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する件

○環境省告示第五十六号（平成二十九年六月九日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第二号へ及び同令第六条第一項第二号ハの規定に基づき、特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（平成十一年六月厚生省告示第四百十八号）の一部を次のように改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する

改 正 後	改 正 前
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第三条第二号への規定による特定家庭用機器一般廃棄物の再生又は処分の方法及び令第六条第一項第二号ハにおいてその例によることとされる令第三条第二号への規定による特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一～二 （略）</p> <p>四 療テレビジョン受信機のうち液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）にあっては、次のイ又はロに掲げる方法</p> <p>イ 蛍光管のうち水銀又はその化合物（以下「水銀等」という。）を含むものについて、次のとおりとする。</p> <p>(1) 破碎設備を用いて破碎するとともに、破碎に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても(2)又は(3)のいずれかの方法（水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。以下同じ。）を当該汚泥又はばいじん一キログラムにつき千ミリグラム以上含有する汚泥又はばいじんにあっては、潮の方法）により処理する方法</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) ばい焼設備を用いてばい焼する方法 その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第三条第二号への規定による特定家庭用機器一般廃棄物の再生又は処分の方法及び令第六条第一項第二号ハにおいてその例によることとされる令第三条第一号への規定による特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 廃テレビジョン受信機のうち液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）にあっては、次のイ又はロに掲げる方法</p> <p>イ 蛍光管のうち水銀又はその化合物（以下「水銀等」という。）を含むものについて、次のとおりとする。</p> <p>(1) 破碎設備を用いて破碎するとともに、破碎に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても(2)又は(3)のいずれかの方法により処理する方法</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法</p>

銀ガスを回収する方法 ロ (略) 五・六 (略)	ロ (略) 五・六 (略)
--------------------------------	------------------

水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法を定める件

○環境省告示第五十七号（平成二十九年六月九日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第二号ホ(2)及び第六条の五第一項第二号チの規定に基づき、水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法を次のように定め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条第一項第二号ホ(2)の水銀使用製品産業廃棄物に係る環境大臣が定める方法は、次のいずれかの方法とする。
 - 一 ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法
 - 二 水銀使用製品産業廃棄物から水銀を分離する方法であって、水銀が大気中に飛散しないように必要な措置が講じられている方法
 - 2 令第六条第一項第二号ホ(2)（令第六条の五第一項第二号チの規定によりその例によることとされる場合を含む。）の水銀含有ばいじん等並びに令第二条の四第五号へ、チ(1)及びブル(1)に掲げる廃棄物に係る環境大臣が定める方法は、ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法とする。
-